

○津山圏域資源循環施設組合用地補償評価調整委員会設置要領

平成21年11月1日

津山圏域資源循環施設組合訓令第26号

(目的及び設置)

第1条 津山圏域資源循環施設組合における公共事業の施行に必要な土地等の取得又は土地等の使用に伴う損失の補償並びに所有地の処分に関し、適正かつ合理的な執行を図るため、津山圏域資源循環施設組合用地補償評価調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査・調整するものとする。

- (1) 不動産鑑定価格及び土地の価格の算出のための地価公示法に基づく公示価格、国土利用計画法に基づく基準地価格又は岡山県の標準地価制度に基づく標準地価格等（不動産鑑定価格を含む）からの比準の内容及び取得価格及び処分価格
- (2) 建物の評価額及び関連移転の範囲、方法
- (3) 公共事業の施行に伴う通常生ずる損失補償額
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって組織し、構成は別途内規に定める。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者全員の合意により決するものとする。
- 4 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の関係のある者を会議に出席させて意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(持ち回り審議)

第6条 審議事項について急施を要するため、委員長において委員会を招集する時間がないと認めるときは、各委員に持ち回り審議をすることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員会の議事に直接利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

付 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

付 則 (平成30年1月19日告示第20号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。